

議案第 1 号

一般職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

一般職職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

成田市長 小 泉 一 成

一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職職員の給与に関する条例（昭和29年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第20条の4第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

第28条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第29条第2項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

行政職給料表										
職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	166,500	183,500	213,600	252,100	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	167,700	184,600	215,200	253,200	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	168,800	185,800	216,800	254,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	169,900	186,900	218,400	255,400	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	171,200	188,000	220,000	261,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	172,400	189,700	221,700	262,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	173,600	191,300	223,000	263,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	174,800	192,900	224,300	264,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	175,800	194,500	225,600	265,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	177,000	196,200	226,700	266,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	178,300	197,800	227,800	267,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	179,500	199,400	228,900	268,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	180,600	201,000	230,000	269,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	181,800	202,700	231,500	270,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	183,100	204,400	233,000	271,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	184,400	206,100	234,500	272,300	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	185,700	207,400	236,000	273,300	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	187,400	209,000	237,500	274,300	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	189,100	210,600	239,000	275,300	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	190,800	212,100	240,500	276,400	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	192,500	213,600	242,000	277,400	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	194,200	215,200	243,400	278,700	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	195,800	216,800	244,800	280,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	197,400	218,400	246,200	281,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	199,000	220,000	247,400	282,500	321,700	347,600	374,600	422,700	465,500
	26	200,500	221,700	248,600	283,800	323,400	349,300	376,500	424,200	468,600
	27	202,000	223,000	249,800	285,000	325,000	350,900	378,400	425,700	471,600
	28	203,500	224,300	251,000	286,200	326,600	352,500	380,200	427,200	474,600

29	205,000	225,600	252,100	287,300	328,000	353,700	381,700	428,700	477,600
30	206,500	226,700	253,200	288,500	329,700	355,200	383,500	430,000	480,600
31	208,000	227,800	254,300	289,800	331,400	356,700	385,200	431,300	483,600
32	209,500	228,900	255,400	291,100	333,000	358,200	386,800	432,500	486,700
33	211,000	230,000	256,400	292,400	334,200	359,900	388,500	433,700	489,400
34	212,400	231,100	257,400	293,400	336,100	361,700	389,900	435,000	492,500
35	213,800	232,200	258,400	294,400	337,800	363,400	391,300	436,300	495,500
36	215,200	233,300	259,400	295,500	339,400	365,100	392,700	437,500	498,600
37	216,600	234,400	260,400	296,600	340,900	366,500	394,100	438,700	501,300
38	217,700	235,400	261,300	297,800	342,500	367,800	395,300	439,500	503,600
39	218,800	236,400	262,200	298,900	344,100	369,000	396,500	440,300	505,900
40	219,900	237,300	263,100	300,100	345,700	370,400	397,500	441,100	508,200
41	220,900	238,200	263,900	301,300	347,400	371,500	398,600	441,700	510,200
42	221,800	239,100	264,700	302,600	349,200	372,400	399,800	442,300	511,600
43	222,700	239,900	265,500	303,900	351,000	373,400	400,900	442,900	513,100
44	223,600	240,700	266,300	305,200	352,800	374,500	402,000	443,500	514,500
45	224,500	241,400	267,000	306,500	354,300	375,300	402,700	444,200	515,700
46	225,300	242,000	267,800	307,800	355,700	376,200	403,400	445,000	517,100
47	226,100	242,600	268,600	309,100	357,100	377,100	404,100	445,400	518,600
48	226,900	243,200	269,300	310,400	358,500	377,900	404,800	446,100	520,100
49	227,700	243,800	270,000	311,700	360,000	378,700	405,400	446,600	521,200
50	228,400	244,400	270,800	313,000	360,800	379,500	406,000	447,000	522,300
51	229,100	245,000	271,600	314,300	361,800	380,300	406,500	447,400	523,500
52	229,800	245,500	272,300	315,400	362,800	381,000	406,900	447,800	524,700
53	230,500	246,000	273,000	316,300	363,700	381,700	407,300	448,200	525,700
54	231,100	246,400	273,800	317,600	364,800	382,400	407,500	448,600	526,600
55	231,700	246,700	274,600	318,900	365,700	383,100	407,800	449,000	527,500
56	232,300	247,000	275,300	320,200	366,700	383,800	408,100	449,300	528,400
57	233,000	247,300	276,000	321,400	367,600	384,300	408,400	449,600	529,200
58	233,500	247,600	276,700	322,700	368,300	384,900	408,700	450,000	530,100
59	234,000	247,900	277,400	323,900	369,000	385,500	409,000	450,300	530,800
60	234,500	248,200	278,100	325,100	369,600	386,200	409,300	450,600	531,300
61	235,000	248,500	278,800	326,400	370,000	386,600	409,500	450,900	532,000
62	235,400	248,800	279,500	327,500	370,600	387,200	409,800		532,600
63	235,800	249,100	280,200	328,600	371,300	387,800	410,100		533,400
64	236,200	249,400	280,900	329,700	372,000	388,300	410,400		534,000
65	236,600	249,700	281,500	330,400	372,300	388,700	410,600		534,500
66	236,900	250,000	282,200	331,300	373,000	389,300	410,900		
67	237,200	250,300	282,800	332,000	373,700	389,900	411,200		
68	237,500	250,600	283,500	332,800	374,300	390,400	411,500		
69	237,800	250,900	284,100	333,600	374,600	390,800	411,700		
70	238,100	251,200	284,800	334,000	375,100	391,300	412,000		
71	238,400	251,500	285,400	334,600	375,700	391,800	412,300		
72	238,700	251,800	286,100	335,300	376,300	392,400	412,500		
73	238,900	252,100	286,700	336,100	376,600	392,700	412,700		
74	239,200	252,400	287,400	336,800	377,200	393,100	413,000		
75	239,500	252,700	288,000	337,500	377,900	393,500	413,300		
76	239,700	253,000	288,500	338,100	378,500	393,900	413,500		
77	239,900	253,300	289,000	338,600	378,900	394,200	413,700		
78	240,200	253,600	289,600	339,200	379,400	394,500	414,000		
79	240,500	253,900	290,100	339,700	380,000	394,800	414,300		
80	240,700	254,200	290,700	340,300	380,500	395,000	414,500		
81	240,900	254,500	291,200	340,600	381,000	395,200	414,700		
82	241,200	254,800	291,700	341,100	381,600	395,500	415,000		
83	241,500	255,100	292,300	341,500	382,100	395,800	415,300		
84	241,700	255,400	292,900	341,900	382,400	396,000	415,500		
85	241,900	255,700	293,400	342,300	382,800	396,200	415,700		
86	242,200	256,000	293,900	342,800	383,300	396,500			
87	242,500	256,300	294,300	343,300	383,700	396,800			
88	242,700	256,600	294,600	343,800	384,100	397,000			
89	242,900	256,900	294,800	344,100	384,500	397,200			
90	243,200	257,200	295,100	344,500	385,000	397,500			
91	243,500	257,500	295,300	344,900	385,400	397,800			

92	243,700	257,800	295,600	345,300	385,800	398,000			
93	243,900	258,100	295,800	345,600	386,100	398,200			
94	244,200		296,000	346,000					
95	244,500		296,300	346,400					
96	244,700		296,500	346,800					
97	244,900		296,800	347,000					
98	245,200		297,100	347,400					
99	245,400		297,400	347,800					
100	245,700		297,700	348,200					
101	245,900		298,000	348,400					
102	246,100		298,300	348,800					
103	246,400		298,600	349,200					
104	246,700		299,000	349,500					
105	246,900		299,200	349,800					
106	247,200		299,400	350,200					
107	247,500		299,700	350,600					
108	247,700		300,100	351,000					
109	247,900		300,300	351,500					
110	248,200		300,600	351,900					
111	248,500		301,000	352,300					
112	248,700		301,400	352,700					
113	248,900		301,600	353,200					
114	249,200		301,900	353,600					
115	249,500		302,200	353,900					
116	249,700		302,500	354,200					
117	249,900		302,700	354,700					
118	250,200		303,000						
119	250,500		303,300						
120	250,700		303,600						
121	250,900		303,800						
122			304,200						
123			304,600						
124			304,900						
125			305,100						
126			305,300						
127			305,600						
128			306,000						
129			306,200						
130			306,400						
131			306,700						
132			307,000						
133			307,400						
134			307,600						
135			307,900						
136			308,200						
137			308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		181,800	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700
									448,000

備考 この表は、医療職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600

6	303,800	382,800	436,100	493,300
7	307,300	385,500	437,700	495,000
8	310,700	388,100	439,300	496,700
9	314,100	390,200	440,900	498,400
10	317,600	392,700	442,700	500,500
11	321,000	395,200	444,500	502,600
12	324,400	397,700	446,300	504,700
13	327,800	400,300	448,100	506,700
14	331,300	403,000	449,900	508,600
15	334,700	405,600	451,700	510,700
16	338,100	408,100	453,500	512,700
17	341,500	410,500	455,100	514,600
18	344,600	412,700	457,100	516,600
19	347,700	414,800	459,000	518,600
20	350,800	416,900	460,900	520,400
21	354,000	419,000	462,300	522,200
22	357,100	420,500	464,100	524,000
23	360,200	422,000	465,900	525,800
24	363,200	423,500	467,700	527,600
25	366,200	424,900	469,500	529,200
26	368,500	426,400	471,300	531,000
27	370,800	427,900	473,100	532,800
28	373,000	429,300	474,900	534,600
29	374,900	430,700	476,700	536,200
30	376,600	432,200	478,500	538,000
31	378,300	433,700	480,300	539,800
32	380,100	435,100	482,100	541,500
33	381,900	436,500	483,900	543,100
34	383,700	438,000	485,800	544,900
35	385,300	439,500	487,700	546,600
36	386,700	440,900	489,600	548,300
37	388,100	442,300	491,500	549,800
38	389,600	443,700	493,200	551,400
39	391,100	445,100	495,000	552,800
40	392,600	446,500	496,800	554,400
41	394,100	447,900	498,400	555,900
42	394,800	449,300	500,200	557,300
43	395,400	450,700	502,000	558,700
44	396,100	452,100	503,600	560,000
45	397,000	453,500	505,000	561,200
46	397,600	454,900	506,700	562,200
47	398,200	456,300	508,500	563,200
48	398,800	457,700	510,200	564,200
49	399,400	459,100	511,700	565,200
50	399,900	460,800	513,000	566,100
51	400,400	462,400	514,300	567,000
52	400,900	464,000	515,600	567,900
53	401,400	465,600	516,600	568,700
54	401,800	466,800	517,900	569,600
55	402,200	468,000	519,200	570,500

56	402,600	469,100	520,500	571,400
57	403,000	470,100	521,500	572,300
58	403,400	471,100	522,300	573,200
59	403,800	472,000	523,100	574,100
60	404,200	472,800	523,900	574,800
61	404,600	473,500	524,800	575,700
62	405,000	474,200	525,600	576,600
63	405,400	474,900	526,400	577,500
64	405,800	475,500	527,100	578,400
65	406,100	476,200	527,900	579,300
66		476,900	528,700	580,200
67		477,500	529,400	581,100
68		478,100	530,300	582,000
69		478,400	531,200	582,900
70		479,000	532,000	583,800
71		479,700	532,900	584,700
72		480,400	533,800	585,600
73		480,800	534,600	586,500
74		481,400	535,500	587,400
75		482,100	536,400	588,300
76		482,800	537,100	589,200
77		483,200	537,900	590,100
78		483,800	538,800	591,000
79		484,400	539,700	591,900
80		484,900	540,600	592,800
81		485,400	541,400	593,700
82		485,900	542,300	594,600
83		486,400	543,200	595,500
84		486,900	544,100	596,400
85		487,300	544,900	597,300
86		487,800	545,800	598,200
87		488,200	546,700	599,100
88		488,700	547,600	600,000
89		489,200	548,400	600,900
90		489,800		601,800
91		490,400		602,700
92		490,800		603,600
93		491,300		604,500
94		491,900		605,400
95		492,500		606,300
96		493,000		607,200
97		493,500		608,100
98				609,000
99				609,900
100				610,800
101				611,700
102				612,600
103				613,500
104				614,400
105				615,300

	106				616,200
	107				617,100
	108				618,000
	109				618,900
	110				619,800
	111				620,700
	112				621,600
	113				622,500
	114				623,400
	115				624,300
	116				625,200
	117				626,100
	118				627,000
	119				627,900
	120				628,800
	121				629,700
	122				630,600
	123				631,500
	124				632,400
	125				633,300
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

第2条 一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第20条の4第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第28条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第29条第2項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和6年4月1日（以下「適用日」という。）から、改正後の条例第20条第2項及び第3項、第

20条の4第2項、第28条第2項並びに第29条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 2 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するに
ついて

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 4
号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

成田市長 小 泉 一 成

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 3 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

成田市長 小 泉 一 成

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 4 号

成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについ
て

成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例（昭和 5 6 年条例第 2 7 号）
の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例（昭和５６年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

別表第１中新妻青年館の項及び四谷青年館の項を削る。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 5 号

成田市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

成田市霊園の設置及び管理に関する条例（昭和 5 1 年条例第 4 4 号）の一部
を次のように改正する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

成田市霊園の設置及び管理に関する条例（昭和 51 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「焼骨（遺髪その他これに類するものを含む。）を埋蔵する施設」を「一般墓地及び合葬式墓地」に改め、同条中第 4 号を第 8 号とし、第 3 号を第 7 号とし、第 2 号の次に次の 4 号を加える。

- (3) 一般墓地 墳墓を設けるために区画された焼骨（遺髪その他これに類するものを含む。以下同じ。）を埋蔵する施設（合葬式墓地を除く。）をいう。
- (4) 合葬式墓地 多数の焼骨を合わせて埋蔵する施設をいい、納骨室（当該施設のうち 1 体又は 2 体の焼骨を個別に管理する場所をいう。以下同じ。）及び合葬室（当該施設のうち多数の焼骨を合わせて管理する場所をいう。以下同じ。）で構成されるものをいう。
- (5) 通常合葬 合葬式墓地の使用の許可を受けた日から起算して 20 年を経過する日までの間は、焼骨を納骨室に埋蔵し、当該期間が経過した後、当該焼骨を合葬室に埋蔵することをいう。
- (6) 直接合葬 焼骨を納骨室に埋蔵することなく、直接合葬室に埋蔵することをいう。

第 5 条の見出しを「（墓地の使用許可を受けることができる者）」に改め、同条中「を使用できる」を「の使用の許可を受けることができる」に改め、「経過した者」の次に「であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるもの」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 一般墓地 次に掲げる要件を満たす者
 - ア 埋蔵する焼骨について、祭祀を主宰する者であること。
 - イ 墓地の使用の許可を受けていないこと。
- (2) 合葬式墓地 次に掲げる要件を満たす者
 - ア 前号アに掲げる要件を満たすこと。
 - イ 通常合葬で使用する場合にあっては一般墓地又は合葬式墓地（通常合葬で使用する場合に限る。）の、直接合葬で使用する場合にあっては一般墓地の使用の許可を受けていないこと。
 - ウ 埋蔵する焼骨が 2 体までであること。ただし、直接合葬で使用する場合にあっては、この限りでない。
 - エ 合葬式墓地を使用する者と埋蔵する焼骨との関係が規則で定めるものであること。ただし、改葬する場合にあっては、この限りでない。

オ 埋蔵する焼骨を所持していない場合にあっては、65歳以上の者であって埋蔵する予定の焼骨に自己のために使用する目的である者（以下「自己使用者」という。）に係る焼骨を含むものであること。

第10条を削る。

第9条第1項中「焼骨埋蔵の」を「焼骨（合葬式墓地にあっては、使用の許可に係る焼骨）を埋蔵する」に改め、同項ただし書中「ただし」の次に「、一般墓地において」を加え、「祭祀」を「祭祀」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（合葬式墓地の使用許可を受けることができる者の特例）

第6条 一般墓地の使用の許可を受けている者で次に掲げる要件を満たすものは、前条の規定にかかわらず、合葬式墓地の使用の許可を受けることができる。

- (1) 一般墓地を返還すること。
 - (2) 一般墓地に埋蔵している焼骨を埋蔵する目的であること又は一般墓地に埋蔵している焼骨を埋蔵する目的であり、かつ、自己使用者及び自己使用者との関係が規則で定めるものである者のために使用する目的であること。
 - (3) 前条第2号ア及びウに掲げる要件を満たすこと。
- 2 死亡した日において市民として1年以上経過した者に係る焼骨を埋蔵しようとする者で次に掲げる要件を満たすものは、前条の規定にかかわらず、合葬式墓地の使用の許可を受けることができる。
- (1) 死亡した日において市民として1年以上経過した者に係る焼骨を埋蔵する目的であること又は死亡した日において市民として1年以上経過した者に係る焼骨を埋蔵する目的であり、かつ、自己使用者及び自己使用者との関係が規則で定めるものである者のために使用する目的であること。
 - (2) 前条第2号アからウまでに掲げる要件を満たすこと。

第28条を第33条とする。

第27条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 合葬式墓地に係る焼骨の管理に関する業務

第27条第2項中「第6条及び第15条」を「第7条及び第20条」に改め、同条を第32条とし、第26条を第31条とし、第25条を第30条とし、第

24条を第29条とする。

第23条第1号中「第12条」を「第13条又は第18条第3項」に改め、同条を第28条とし、第22条を第27条とする。

第21条ただし書中「墓地使用者」を「一般墓地使用者又は合葬式墓地使用者」に改め、同条を第26条とする。

第20条第1項中「墓地使用者」を「一般墓地使用者」に、「墓地の」を「一般墓地の」に改め、同条第2項中「墓地使用者」を「一般墓地使用者」に改め、同条を第25条とする。

第19条中「第7条」を「第8条」に、「第8条」を「第9条」に改め、同条を第24条とする。

第18条第3項中「墓地」を「一般墓地」に改め、同条を第23条とする。

第17条の見出し中「及び標準墓域面積」を削り、同条第1項中「及び標準墓域面積」の次に「並びに使用区分」を加え、同項第1号中「成田霊園」を「成田霊園一般墓地」に改め、同項第2号中「いずみ聖地公園」を「いずみ聖地公園一般墓地」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) いずみ聖地公園合葬式墓地

種類	使用区分
合葬式墓地	通常合葬 1体用
	通常合葬 2体用
	直接合葬

第17条第2項中「墓地」を「一般墓地」に、「使用者」を「一般墓地使用者」に改め、同条を第22条とする。

第16条第1項中「第14条第3項」を「第19条第3項」に改め、同条を第21条とする。

第15条第1項第3号中「第6条第3項」を「第7条第3項」に改め、同項第4号中「墓地使用者が第20条」を「一般墓地使用者が第25条」に改め、同条第2項中「者」の次に「（一般墓地に係る者に限る。）」を加え、「墓

地」を「一般墓地」に改め、同条に次の１項を加える。

- ４ 第１項の規定により使用の許可を取り消された者で納骨室に焼骨を埋蔵しているものは、市長の指定する期日までに当該焼骨を引き取らなければならない。

第１５条を第２０条とする。

第１４条中「墓地使用者」を「一般墓地使用者」に改め、同条に次の１項を加える。

- ４ 合葬式墓地使用者の使用権は、承継することができない。ただし、次の各号のいずれかに定める者が承継する場合は、当該者が市長に届け出てこれを承継する。
- (１) ２体で使用の許可を受けた合葬式墓地使用者が当該使用の許可において合葬式墓地に埋蔵されることとされている者より先に死亡した場合の当該埋蔵されることとされている者
 - (２) 合葬式墓地使用者が死亡した場合で、当該合葬式墓地使用者の使用の許可に係る納骨室に埋蔵されている焼骨を改葬し、又は分骨する目的で承継するときの承継者
 - (３) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にやむを得ない事情があると認める者

第１４条を第１９条とし、同条の前に次の４条を加える。

(合葬式墓地の埋蔵方法)

第１５条 合葬式墓地の埋蔵は、通常合葬又は直接合葬とする。

(合葬式墓地の使用制限等)

第１６条 何人も焼骨を埋蔵し、若しくはその返還を受ける場合又は合葬式墓地の管理上必要な場合を除き、納骨室及び合葬室に立ち入ることができない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- ２ 合葬式墓地に係る使用者（以下「合葬式墓地使用者」という。）は、分骨を埋蔵することができない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- ３ 自己使用者は、その死後において、焼骨が埋蔵されるようあらかじめ必要な措置を講じておくものとする。

(合葬式墓地の埋蔵位置の変更)

第１７条 市長は、合葬式墓地の維持管理上必要と認めるときは、納骨室に埋蔵されている焼骨の位置の変更をすることができる。

(合葬式墓地の焼骨の返還等)

第18条 合葬式墓地に埋蔵された焼骨は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、焼骨が納骨室に埋蔵されている間に、合葬式墓地使用者から当該合葬式墓地使用者の使用の許可に係る焼骨の返還を求める旨の申出があったときは、当該焼骨を返還するものとする。

3 合葬式墓地使用者は、合葬式墓地に焼骨が埋蔵されていない場合において、合葬式墓地を使用する必要がなくなったときは、速やかに市長に返還しなければならない。

第13条の見出し中「墓地」を「一般墓地」に改め、同条第1項中「墓地使用者」を「一般墓地使用者」に、「墓地の」を「一般墓地の」に、「墓地内」を「一般墓地内」に改め、同条第2項及び第3項中「墓地」を「一般墓地」に改め、同条を第14条とする。

第12条の見出し中「墓地」を「一般墓地」に改め、同条中「墓地使用者は、墓地」を「一般墓地使用者は、一般墓地」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（一般墓地使用者の管理義務）

第12条 一般墓地に係る使用者（以下「一般墓地使用者」という。）は、使用する一般墓地内の工作物、樹木等の転倒その他他人に危険又は迷惑を及ぼすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

別表第1中「1 成田霊園墓地使用料（永代）」を「1 成田霊園一般墓地使用料（永代）」に、「2 いずみ聖地公園墓地使用料（永代）」を「2 いずみ聖地公園一般墓地使用料（永代）」に改め、同表に次のように加える。

3 いずみ聖地公園合葬式墓地使用料（永代）

種類	使用区分	使用料
合葬式墓地	通常合葬 1体用	112,000円
	通常合葬 2体用	224,000円
	直接合葬	1体につき 50,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 市長は、この条例の施行の日前においても、改正後の第7条の許可その他

の手續に関し必要な準備行為をすることができる。

議案第 6 号

成田市中小企業資金融資条例の一部を改正するについて

成田市中小企業資金融資条例（昭和 3 9 年条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例

成田市中小企業資金融資条例（昭和３９年条例第６３号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「第２条第２９項第１号及び第３号」を「第２条第３１項第１号及び第３号」に改め、同条第４号中「第２条第２９項第２号及び第４号」を「第２条第３１項第２号及び第４号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

成田市道路占用料条例等の一部を改正する条例を制定するについて

成田市道路占用料条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(成田市道路占用料条例の一部改正)

第1条 成田市道路占用料条例（昭和54年条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表中占用料の欄を次のように改める。

占用料
850円
1,300円
1,700円
760円
1,200円
1,600円
76円
7円
4円
740円
450円
1,500円
630円
1,700円
1,500円
38円
54円
81円
100円
160円
210円
380円
540円
1,000円
4円
15円
1,200円
760円
450円

1, 5 0 0 円
1, 5 0 0 円
A に 1, 0 0 0 分 の 4 を乗じて 得た額
A に 1, 0 0 0 分 の 6 を乗じて 得た額
A に 1, 0 0 0 分 の 7 を乗じて 得た額
8 6 0 円
5 1 0 円
1, 5 0 0 円
1 7 円
1 7 0 円
1 7 0 円
1, 7 0 0 円
1, 2 0 0 円
1 7 円
1 7 0 円
1 7 円
1 7 0 円
1, 7 0 0 円
8 6 0 円
1, 5 0 0 円
1 7 0 円
1 5 0 円
A に 1, 0 0 0 分 の 1 2 を乗じ て得た額
A に

1, 0 0 0 分 の 1 7 を乗じ て得た額
A に 1, 0 0 0 分 の 4 を乗じて 得た額
A に 1, 0 0 0 分 の 6 を乗じて 得た額
A に 1, 0 0 0 分 の 7 を乗じて 得た額
A に 1, 0 0 0 分 の 2 5 を乗じ て得た額
A に 1, 0 0 0 分 の 1 5 を乗じ て得た額
A に 1, 0 0 0 分 の 2 2 を乗じ て得た額
A に 1, 0 0 0 分 の 3 1 を乗じ て得た額
A に 1, 0 0 0 分 の 2 5 を乗じ て得た額

(成田市準用河川流水占用料等条例の一部改正)

第2条 成田市準用河川流水占用料等条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表2中占用料の欄を次のように改める。

占用料
850円
1,300円
1,700円
760円
1,200円
1,600円
76円
1,500円
1,700円
7円
4円
38円
54円
81円
100円
160円
210円
380円
540円
1,000円
1,500円
1,500円

（成田市都市公園条例の一部改正）

第3条 成田市都市公園条例（平成17年条例第45号）の一部を次のように改正する。

「

740円
1,100円
1,500円
660円
1,000円
1,400円

「

850円
1,300円
1,700円
760円
1,200円
1,600円

別表第1 その2 占用料中

6 6 円	7 6 円
6 円	7 円
3 円	4 円
1, 3 0 0 円	1, 5 0 0 円
3 4 円	3 8 円
4 9 円	5 4 円
7 4 円	8 1 円
9 9 円	1 0 0 円
1 4 0 円	1 6 0 円
1 9 0 円	2 1 0 円
3 4 0 円	3 8 0 円
4 9 0 円	5 4 0 円
9 9 0 円	1, 0 0 0 円
1, 3 0 0 円	1, 5 0 0 円
5 5 0 円	6 3 0 円
1, 3 0 0 円	1, 5 0 0 円
1 5 円	1 5 円
1, 0 0 0 円	1, 2 0 0 円
1, 3 0 0 円	1, 5 0 0 円
1, 3 0 0 円	1, 5 0 0 円
1, 3 0 0 円	1, 5 0 0 円
1, 3 0 0 円	1, 5 0 0 円
1, 3 0 0 円	1, 5 0 0 円
1, 3 0 0 円	1, 5 0 0 円
1, 3 0 0 円	1, 5 0 0 円
1, 3 0 0 円	1, 5 0 0 円
1 8 0 円	1 7 0 円
1 8 0 円	1 7 0 円

を

に改め、同表 その3 広告物表示使用料広告物の表示の項金額の欄中
「1 8 0 円」を「1 7 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(道路占用料等に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の成田市道路占用料条例別表の規定，第2条の規定による改正後の成田市準用河川流水占用料等条例別表2の規定及び第3条の規定による改正後の成田市都市公園条例別表第1 その2 占用料の規定は，この条例の施行の日以後の占用に係る道路占用料，土地占用料又は占用料（以下「道路占用料等」という。）について適用し，同日前の占用に係る道路占用料等については，なお従前の例による。

（広告物表示使用料に関する経過措置）

3 第3条の規定による改正後の成田市都市公園条例別表第1 その3 広告物表示使用料の規定は，この条例の施行の日以後の使用に係る広告物表示使用料について適用し，同日前の使用に係る広告物表示使用料については，なお従前の例による。

議案第 8 号

成田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正
正するについて

成田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 9 年条例
第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

成田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

成田都市計画下福田地区地区計画

別表第2に次のように加える。

成田都市計画下福田地区地区計画	産業集積地区A	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち施行令第130条の5の3に定める建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの (2) 物資の流通に係る業務の用に供する事務所 (3) 保育所（幼保連携型認定こども園を含む。） (4) 自動車車庫 (5) 倉庫（倉庫業を営む倉庫を含む。） (6) 工場（法別表第2（と）項第3号、同表（ぬ）項第3号及び同表（る）項第1号に掲げるものを除く。） (7) ガソリンスタンド、電気自動車充電スタンド又は水素スタンド (8) 公衆便所、休憩所又は路線バス等の停留所の上家 (9) 前各号に掲げる建築物に附属するもの
	産業集積地区B	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 共同住宅又は寄宿舍（当該地区内の施設従事者等のために設置されるものに限る。） (2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち施行令第130条

		の５の３に定める建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が５００平方メートル以内のもの (3) 物資の流通に係る業務の用に供する事務所 (4) 診療所 (5) 保育所（幼保連携型認定こども園を含む。） (6) 自動車車庫 (7) 倉庫（倉庫業を営む倉庫を含む。） (8) 工場（法別表第２（と）項第３号，同表（ぬ）項第３号及び同表（る）項第１号に掲げるものを除く。） (9) ガソリンスタンド，電気自動車充電スタンド又は水素スタンド (10) 公衆便所，休憩所又は路線バス等の停留所の上家 (11) 前各号に掲げる建築物に附属するもの
--	--	--

別表第５に次のように加える。

成田都市計画下福田地区地区計画	下福田地区	１，０００平方メートル
-----------------	-------	-------------

別表第６に次のように加える。

成田都市計画下福田地区地区計画	下福田地区	道路境界線及び隣地境界線からの距離 ２メートル
-----------------	-------	-------------------------

別表第７に次のように加える。

成田都市計画下福田地区地区計画	下福田地区	４０メートル
-----------------	-------	--------

附 則

この条例は，令和７年２月１日から施行する。

議案第 9 号

成田市水道事業給水条例の一部を改正するについて

成田市水道事業給水条例（平成 1 0 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

成田市水道事業給水条例（平成１０年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第２２条第１項の表を次のように改める。

		料金（１月につき）								
料金 区分	基本料金		従量料金（１立方メートル当たり）							
	口径 （ミリ メー トル）	料金	１立 方メ ー トル か ら 10立 方メ ー トル まで	10立 方メ ー トル を 超 え 20立 方メ ー トル まで	20立 方メ ー トル を 超 え 40立 方メ ー トル まで	40立 方メ ー トル を 超 え 100立 方メ ー トル まで	100立 方メ ー トル を 超 え 500立 方メ ー トル まで	500立 方メ ー トル を 超 え 1,000立 方メ ー トル まで	1,000立 方メ ー トル を 超 え る 分	
用途	一般用	13	550円	74円 80銭	198円	322円 30銭	430円 10銭	533円 50銭	581円 90銭	580円 80銭
		20	1,254円							
		25	2,189円							
		30	4,081円							
		40	8,525円							
		50	19,195円							
		75	43,912円							
		100	84,601円							
		150	234,674円							
臨時用	1立方メートル当たり 567円 60銭									

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の第２２条第１項の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金から適用し、施行日の前日までの使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 水道料金の算定の基礎となる使用水量に係る使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る水道料金は、当該使用期間における各日の使用水量を等量とみなし、日割りで算定するものとする。

成田浄化センター建設工事請負契約の変更について

下記のとおり契約を変更する。

令和6年11月29日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 契 約 金 3, 8 8 3, 0 0 0, 0 0 0 円
- 2 変更のための増額 3 0 3, 4 8 8, 9 0 0 円
- 3 変更後の契約金 4, 1 8 6, 4 8 8, 9 0 0 円
- 4 変 更 の 理 由 建設工事請負契約書の規定による賃金等の急激な変動が生じたこと、建設用地において発生した土砂等を当該建設用地に埋め戻すために必要となる仮置き場に変更が生じたこと等に伴う増額のため

変更前の契約について

- 1 契約の目的 成田浄化センター建設工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式（高度技術提案型））
- 3 契約金 3, 883, 000, 000円
- 4 契約の相手方 東京都品川区南大井六丁目26番3号
日立造船株式会社 東京本社
環境営業統括部長 石川英司

議案第 11 号

市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 取得する財産 厨房機器等（次頁のとおり）
- 2 数 量 次頁のとおり
- 3 契約の方法 制限付一般競争入札
- 4 取得価額 616,000,000円
- 5 契約の相手方 千葉県千葉市中央区鶴沢町20番16号
ユニバース千葉ビル4階
株式会社中西製作所 東関東支店
支店長 野 田 周 作

厨房機器等（品名及び数量）

N o	品 名	数 量
1	回転釜	1 1
2	連続炊飯機	1
3	昇米機	2
4	米サイロ	1
5	エアーコンプレッサー	1
6	自動水圧洗米機	1
7	計量洗米ライン制御盤	1
8	オートライマー	1
9	立体蒸らし装置	1
1 0	炊飯釜	4 0
1 1	蒸らしコンベヤ	1
1 2	反転飯缶盛付機	1
1 3	作業コンベヤ	1
1 4	移動炊飯釜ラック	4
1 5	自動フライヤー	1
1 6	新油タンク	1
1 7	廃油タンク	1

N o	品 名	数 量
1 8	油切りコンベヤ	1
1 9	スチームコンベクションオープン	3
2 0	ラックインカート	3
2 1	電磁調理器	4
2 2	炊飯器	1
2 3	スチームオープン	1
2 4	パススルー真空冷却機	1
2 5	ドライピーラー	1
2 6	移動ピーラー受槽	1
2 7	ミキサー	2
2 8	フードカッター	1
2 9	フードスライサー	2
3 0	移動スライサーシンク	2
3 1	電動缶切機	1
3 2	食缶類洗浄機	1
3 3	食器類洗浄機	1
3 4	スプーン洗浄機付浸漬装置	1
3 5	移動コンベヤ	1

N o	品 名	数 量
3 6	コンテナ洗浄機	1
3 7	炊飯釜・蓋洗浄機	1
3 8	炊飯釜・蓋返却コンベヤ	1
3 9	消毒保管機	3 5
4 0	プレハブ冷蔵庫	2
4 1	冷蔵庫	8
4 2	冷凍冷蔵庫	1
4 3	プレハブ冷凍庫	2
4 4	冷凍庫	2
4 5	シンク	3 2
4 6	作業台	2 7
4 7	移動台	7 8
4 8	カート	4 0
4 9	収納棚	3 0
5 0	スパテラスタンド	1 3
5 1	台秤	1 2
5 2	コンテナ	2 4
5 3	エアシャワー	1

No	品 名	数 量
5 4	衣類殺菌保管機	8
5 5	シューズ殺菌保管機	3
5 6	手洗いシンク	5
5 7	カウンター	7
5 8	ガードパイプ	2 2
5 9	掃除用具ロッカー	1 2
合 計		4 6 5

議案第 12 号

物損事故に伴う損害賠償の額の決定及び和解について

物損事故に伴う損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

成田市長 小 泉 一 成

1 損害賠償額 1, 143, 868 円

2 和解の相手方 千葉県八街市 法人

3 事故の概要

令和 6 年 7 月 26 日午前 3 時頃、相手方車両が成田市道美郷台一丁目 1 号線を美郷台 1 丁目方面から郷部方面へ走行中、成田市美郷台 1 丁目 19 番 13 地先において、相手方車両の左側前部が路肩から走行車線上にはみ出していた本市が管理する樹木に接触し、相手方車両の左側のウイング等を損傷させた。

4 和解の内容

- (1) 市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償義務を認める。
- (2) 市は、相手方に対し、損害賠償額 1, 143, 868 円を支払う。
- (3) 相手方は、市に対し、本件事故に関して上記金額の支払以外は、いかなる請求もしない。

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
成田エアポート東雲パークゴルフ場
- 2 指定管理者となる団体の名称
公益財団法人成田市スポーツ・みどり振興財団
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案第 14 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

令和 7 年 3 月 31 日をもって布施学校組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

成田市長 小 泉 一 成

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に、第3条第1項第3号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に、第3条第1項第4号に掲げる事務の項中「鋸南町 布施学校組合」を「鋸南町」に、第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 15 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

成田市長 小 泉 一 成

専 決 処 分 書

令和6年度成田市一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり専決処分する。

令和6年10月9日

成田市長 小 泉 一 成